

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

元従業員に対する慶弔金

Q: 当社は中小企業で退職者に対する慶弔規定がありません。今月、一年前に退職した元従業員が亡くなったので、ご遺族に見舞金を差し上げました。この費用の取り扱いについて教えてください。

A: 法人の従業員及び従業員であった者又はその親族の慶弔や禍福に際し一定の基準に従って支給する金品に要する費用は、交際費等に含まれず福利厚生費として処理することができます。

中小企業においては従業員等に対する慶弔や禍福に際して支給する一定の基準を定めていない場合も多いようですが、慶弔金等の支給の実態を考慮し、一定の基準を定めていない場合であっても、支給額が社会通念上相当な金額であると認められるときは、その額を福利厚生費として取り扱うことができます。

ご相談の場合、退職された元従業員のご遺族に対する見舞金が、ご相談者の会社の従業員等である場合の金額に照らし、社会通念上相当であると認められる金額であれば、交際費に含めず福利厚生費として処理することができます。

なお、法人が従業員等に対して支給した慶弔金等が一定の基準に従って支給されたものであっても、その金額が社会通念上相当と認められる金額を超える場合には、その金額はその従業員等に対する賞与（従業員であった者に対する場合は交際費等）として取り扱われることとなります。

